

2021 年国民春闘における賃金要求等について

1 21 国民春闘における賃金要求の基本的な考え方

(1) コロナ禍でこそ、賃金の大幅引き上げ、底上げを図り、誰もが 8 時間働けば人間らしく暮らせる社会をつくることを要求する。内需の拡大を図り、地域循環型経済への足掛かりをつくる。また、これがコロナ危機を打開する唯一の方向性であること前面に掲げたたかう。

(2) 21 国民春闘の「統一要求基準」については、次の視点から設定する。

- ①すべての働く人々の暮らしを改善するベースアップを基本とする大幅賃上げを実現する。同時に、不当に低く抑えられる非正規労働者や女性労働者の賃金改善を重視し、賃金格差の是正を図る。
- ②具体的な要求額は、21 国民春闘アンケートの集約結果を基礎とする。
- ③生計費原則にもとづく賃金のあり方について、最低生計費試算調査結果を参考に学習と議論を深める。
- ④全国一律最低賃金制度の確立を視野に最低賃金引き上げ闘争と一体として賃金の底上げ・格差是正の課題を重視し、初任給の引き上げを全体の賃金体系の引き上げに波及させる。
- ⑤企業内最賃協定の改善・締結、均等待遇原則にもとづく格差是正で眼に見える前進をつくりだす。

(3) 21 国民春闘における統一要求基準

以下の 3 点を 2021 年国民春闘の賃金要求基準として設定し、すべての加盟組合が水準の獲得をめざす。

①賃上げ要求

月額 25,000 円以上、時間額 150 円以上

②産業内・企業内最低賃金要求

時間額 1,500 円以上を目指すこととし、具体的な水準は時間額・日額・月額の各区分の設定も含めて各単産・単組で決定することとする。

③全国一律最低賃金要求

時給 1,500 円

(4) 全国一律最低賃金について

21 国民春闘では全国一律最低賃金制度の確立を実現する。

賃金の生計費原則と最低生計費試算調査の結果を踏まえて、1,500円とする。

全国一律最賃制・時間給1,500円、公契約条例制定、公務員賃金改善による「社会的な賃金闘争」を総合的に強化する。人間らしくくらせる最低賃金を求めるたたかいを地域経済の活性化に資することを明らかにし、中小企業対策の具体化と併せてすすめる。

2、均等待遇の実現をめざす

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止する「改正パート有期法」が2021年4月に中小企業にも適用される。職場での点検活動を秋から強め、春闘要求にして格差の是正をはかることをめざす。

3、2021年国民春闘における労働時間規制要求

21 国民春闘は、法定労働時間の短縮も視野に労働時間短縮を求めるたたかいを強化する。そこで、労働時間規制等についても重視し、要求を掲げて設定する。これまでの署名などの要求から以下の時間規制要求とする。

- 時間外労働＝時間外労働の上限は、週15時間、月45時間、年360時間までとすること。
- インターバル規制＝勤務時間インターバルは24時間について連続する11時間以上とすること。
- 深夜勤務や変則勤務、対人労働の場合は、労働時間を短縮すること。

以上